

のみSDGsパートナーシップ制度実施要綱

令和4年4月28日

能美市告示第77号

(目的)

第1条 この告示は、能美市においてSDGsを取り入れた持続可能な地域・社会づくりに取り組む企業、団体、個人等（以下「企業、団体等」という。）をのみSDGsパートナー又はのみSDGsサポーターとして登録し、SDGsの推進及び普及啓発に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) のみ指標 持続可能なまちづくりに必要な市民力及び地域力を能美市民の特長的な「極める」、「思いやる」、「つなぐ」の3つのお人柄でとらえ、能美市の市民力及び地域力の変化を測る指標
- (2) 活動目標 市民力及び地域力を向上させていくための活動の目標である別表に定める「のみ指標の活動目標」
- (3) のみSDGsパートナー SDGsの達成に向けた取組み、又は活動目標につながる取組みを宣言し、毎年活動状況を報告することに同意し、登録された企業、団体等
- (4) のみSDGsサポーター SDGsの達成に向けた取組み、又は活動目標につながる取組みを宣言する企業、団体等
- (5) のみSDGsパートナーズ のみSDGsパートナー及びのみSDGsサポーターの総称

(対象)

第3条 この告示の対象は、能美市においてSDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組みを実施する、又は実施する意思がある企業、

団体等とする。

(登録要件)

第4条 のみSDGsパートナーズ(以下「パートナーズ」という。)の登録要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 能美市における持続可能な地域・社会づくりに賛同している。
- (2) 能美市においてSDGsの達成に向けた取り組みや、活動目標につながる取組みを行っている、又は行おうとしている。
- (3) パートナーズは互いに協働を心がけ、SDGsの推進及び普及啓発に取り組む意思がある。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業、団体等は登録の対象外とする。

- (1) 能美市暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係にあるもの
- (2) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (4) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パートナーズとして適当でないと市長が認めるもの

(登録の申込み等)

第5条 パートナーズに登録しようとする企業、団体等は、のみSDGsパートナーズ登録(新規・変更・更新)申込書(様式第1号又は様式第2号)(以下「申込書」という)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、パートナーズの登録を決定し、のみSDGsパートナー(以下「パートナー」という。)の場合はパートナー登録証の交付により、のみS

D G s サポーター(以下「サポーター」という。)の場合はサポーター登録証の交付により申請者にその旨を通知するものとする。

(活動状況報告)

第6条 パートナーは、毎年度末までに、のみ S D G s パートナー活動状況報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第7条 パートナースは、登録内容に変更(申込者の変更等含む。)が生じたときは、申込書を速やかに提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、パートナー及びサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) パートナー及びサポーターが登録の取消しを求めるとき。

(2) 虚偽の申請により、登録を受けたことが判明したとき。

(3) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 解散等の理由により、S D G s に関する活動の継続が困難になったとき。

(5) パートナーが第6条の規定による活動状況の報告を行わなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

2 パートナー及びサポーターは、前項の規定により登録の取消しを求める場合は、のみ S D G s パートナース登録取消届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、のみ S D G s パートナース登録取消届の提出があった場合は、その登録の取消しを決定し、のみ S D G s パートナース登録取消決定通知(様式第5号)により当該企業、団体等に通知しなければ

ばならない。

- 4 前項の規定により、パートナーの登録を取り消された企業、団体等は、パートナー登録証を、サポーターの登録を取り消された企業・団体等は、サポーター登録証を速やかに返還しなければならない。

(登録の有効期限)

第9条 登録の有効期限は、登録の日から2年を経過する日の属する年度の末日とする。

(登録の更新)

第10条 パートナースは、前条の登録の有効期限の到来後も引き続き登録を希望する場合は、申込書を有効期限までに市長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この告示に関する事務は、市民生活部生活環境課SDGs・カーボンニュートラル推進室が行うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、のみSDGsパートナーシップ制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第105号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 のみ指標の活動目標

ここに掲げる活動目標につながる活動アイデアを自由に考えて取り組みます。

お人柄	お人柄を構成する要素	活動目標
極める	1 能美ブランド	1 能美市の歴史や文化、特産品などの魅力をたくさん知ろう、そして発信しよう
	2 伝統工芸	2 伝統工芸を暮らしの中にもっと取り入れよう
	3 農林業	3 ふるさとの土地や景観を守る農林業を未来につないでいこう
	4 企業・研究機関	4 誰もが働きやすい環境をつくろう
		5 持続可能で創造的なモノづくり・コトづくりをしよう
	5 スポーツ	6 未来のアスリートを生み出そう
		7 恵まれた環境を活用して運動しよう
思いやる	1 子育て・教育	8 誰一人取り残さずに子どもが安心して成長できるようにしよう
	2 健康	9 子どもから高齢者まで誰もが健康で笑顔で過ごせるようにしよう
	3 福祉・ボランティア	10 子どもから高齢者まで誰もが「思いやり」の中で安心して過ごせるようにしよう
	4 多様性	11 外国の文化を理解し、在住外国人の生活をサポートしよう
		12 ジェンダー平等について知ろう・そして広げよう
	5 暮らし	13 「誰もが、いつでも、どこでも」移動できるしくみをつくろう
つなぐ	1 地域活動・地域コミュニティ	14 みんなで地域活動に参加しよう
		15 ワクワクする地域コミュニティにしよう
	2 交流・イベント	16 多様な人々、多様な世代で交流しよう
		17 市外から訪れる人に魅力があるイベントをしよう
	3 自然・環境	18 環境負荷を少なくするために3Rを推進しよう
		19 カーボンニュートラルをみんなで目指そう
		20 ふるさとの海・山・川が織りなす生物文化多様性を大切にしよう

のみ S D G s パートナース登録(新規・変更・更新)申込書
【企業・団体用】

能美市長 宛て

所在地
企業・団体名
代表者氏名

のみ S D G s パートナースhip制度実施要綱(第 5 条・第 7 条・第 1 0 条)の規定に基づき、次のとおりのみ S D G s パートナースの登録(新規・変更・更新)を申込みます。

登録の種類 ※いずれかに✓	☐ パートナー ・ ☐ サポーター		
ふりがな			
企業・団体名			
ふりがな			
役職・代表者名			
所在地	〒		
電話番号		代表メール	
業種・主活動			
担当者 所属・氏名			
電話番号		担当者メール	
ホームページ URL			
宣誓事項 ※確認したら☑	私は、以下のことを宣誓します。 ☐のみ S D G s パートナースhip制度実施要綱第 4 条の登録要件の全てを満たしています。		

添付書類

- (1)のみ S D G s 宣言書(企業・団体用)(必須)
- (2)組織案内やパンフレット等の組織概要が分かるもの(任意)
- (3)パートナー登録を希望する場合、企業・団体の事業活動の様子がわかる写真(任意)
- (4)パートナー登録を希望する場合、現在実施している S D G s に関する取り組みの内容が分かる資料(任意)
- (5)その他市長が必要と認めるもの

のみSDGs宣言書（企業・団体用）

宣言者名 _____

私たちは、のみSDGsパートナーズとしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す取組み、又はのみ指標の活動目標につながる取組みを実施します。

取組みに係るSDGsのゴール

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

「のみ指標の活動目標」の目標番号

--	--	--	--	--	--

取組み内容

のみ S D G s パートナース登録(新規・変更・更新)申込書
【個人用】

能美市長 宛て

住所
氏名

のみ S D G s パートナースシップ制度実施要綱(第 5 条・第 7 条・第 1 0 条)の規定に基づき、次のとおりのみ S D G s パートナースの登録(新規・変更・更新)を申込みます。

登録の種類 ※いずれかに✓	☐ パートナー ・ ☐ サポーター		
ふりがな			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号		メール	
宣誓事項 ※確認したら☑	私は、以下のことを宣誓します。 ☐ のみ S D G s パートナースシップ制度実施要綱第 4 条の登録要件の全てを満たしています。		
のみ S D G s ホーム ページの氏名公表 ※いずれかに✓	☐ 希望する ・ ☐ 希望しない		

※パートナー登録の場合、年度末に活動状況報告書の提出が必要です。

添付書類

- (1) のみ S D G s 宣言書(個人用)(必須)
- (2) パートナー登録を希望する場合、活動の様子が分かる写真(任意)

のみSDGs宣言書(個人用)

氏名 _____

私は、のみSDGsパートナーズとしてSDGs(持続可能な開発目標)の達成を目指す取組み、又はのみ指標の活動目標につながる取組みを実施します。

取組みに関するSDGsのゴール

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	

「のみ指標の活動目標」の目標番号

--	--	--	--	--	--

取組み内容

のみ S D G s パートナー活動状況報告書

能美市長 宛て

所在地_____

企業・団体・個人名_____

代表_____

1. 活動内容及び効果

※活動の様子が分かる写真があれば添付する。

(活動内容)

(効果)

2. 今後の活動予定

のみ S D G s パートナース登録取消届

能美市長 宛て

年 月 日付で、登録を取り消したいため、のみ S D G s パートナースシップ制度実施要綱第 8 条の規定に基づき届け出ます。

登録の種類 ※いずれかに✓	☐ パートナー ・ ☐ サポーター
ふりがな	
企業・団体等名	
ふりがな	
代表者 役職・氏名	
所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
担当者 所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
取消理由	

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

能美市長

のみ S D G s パートナース登録取消決定通知

年 月 日付で、次の取消事由により、のみ S D G s パートナ
ーシップ制度実施要綱第 8 条の規定に基づき、登録取消を決定します。

取消事由